

発 監 第 8 号
平成23年7月20日

北 栄 町 長	松 本 昭 夫 様
北 栄 町 議 会 議 長	池 田 捷 昭 様
北栄町教育委員会教育委員長	吉 田 助三郎 様
北栄町農業委員会会長	近 藤 貞 裕 様

北栄町代表監査委員 前 田 茂 樹

北 栄 町 監 査 委 員 前 田 栄 治

平成23年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 平成23年5月24日（火）、25日（水）
- 2 監査対象 全 課
- 3 監査概要

(1) 平成22年度補助金状況について

各課から状況調書、実績報告書、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。

(2) 町有土地の台帳整理状況について

総務課（一般会計及び特別会計）・生活環境課（水道企業会計）から状況調書を提出させ、担当課長等から聴取。

4 監査意見

(1) 補助金交付要綱の整備について

各種協議会、商工会、観光協会等に対する補助金の交付要綱が制定されていない。

補助金の目的が明確でなく、従って、どのような活動、事業が補助対象となるのかわからない。また、補助の申請があった場合、適否の判断が恣意的になる恐れがある。

公平性の確保及び補助金の適正化を図るために、早急に補助金交付要綱を整備すること。

(2) 自治会総合交付金交付要綱について

当該要綱のうち、自治会運営交付金に関し、「報告は不要とし」（第4条）実績報告は、「必要に応じて申請者に交付金に係る事業の実績報告を書面により求めることができる。」（第8条）と定めている。

北栄町補助金等交付規則では、第4条で「補助金等の交付に関しては、法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令及び条例又は規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。」と規定している。なお、同規則第2条で「この規則において「補助金等」とは、町が町以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。ただし、国及び県に対するもの並びにこれに準ずるもの又は町長が指定したものを除く。」規定があるが、自治会運営交付金は、この規定を適用する特別の理由は見当たらない。

従って、自治会総合交付金交付要綱の第4条及び第8条は町補助金等交付規則に違反するものと考ええる。

(3) 自治会運営交付金の使途について

平成22年度交付額は、63自治体に12,650,000円となっている。一部の自治会は、当交付金を自治会会計に計上されていない。

自治会の運営に対する交付金であり、自治会会計に明らかにし、自治会総会で承認を得ることが必要である。

自治会会計に計上していない自治会に対しては、計上していない理由及びその使途を明確にするとともに目的外の使用については適正な措置をとること。

(4) 町有土地の台帳整備について

町内全域の地籍調査も終了し、町有地も確定した。しかし、国（法務局）台帳と町の財産（土地）台帳との照合が遅れており、早急な整備を図られたい。

また、町が取得した土地の登記が終わっていないものがあり、早急に登記を完了されたい。